

【令和8年度版】

つくば市学校施設開放事業の手引き
～体育館・武道場・運動場～

10 月追加申請編

令和8年9月作成
つくば市教育局教育施設課

目 次

1	利用資格	
(1)	利用団体の条件	2
(2)	注意事項	2
2	利用システム	
(1)	概要	2
(2)	注意事項	2
3	開放施設等	
(1)	開放施設等	3
(2)	注意事項	3
4	利用料金	3
5	申請方法	
(1)	追加申請から許可書受取までの流れ	4
(2)	会議の日時・場所	5
(3)	会議の流れ	5
(4)	会議の注意事項	5
6	参考情報	
(1)	市ホームページ掲載場所	6
(2)	スポコミねっとログインページ	6
(3)	スポコミねっと操作マニュアル	6
(4)	根拠条例等	6

1 利用資格

(1) 利用団体の条件

次のいずれにも該当する団体であること。

- ☐ 構成員の 10 人以上が市民 であること。
- ☐ 構成員の 過半数が市民 であること。
- ☐ 構成員のうち 18 歳以上の者を「使用責任者」 として置くこと。

※市民：つくば市に在住、在勤又は在学する者

(2) 注意事項

- ◆ 年間を通して確実に利用できる団体のみ となります。
- ◆ 団体の構成員は、1 人 1 団体まで しか登録できません。
- ◆ 許可を受けた団体の構成員のみ、施設を利用 することができます。
- ◆ 団体に関する情報は、利用する学校に共有されます。
- ◆ 施設利用開始後の事務連絡等は、「使用責任者」宛てになります。

2 利用システム

(1) 概要

令和 8 年度の施設利用から、市役所窓口に来庁することなく、オンラインシステム（以下「スポコミねっと」という。）を利用して手続きが可能です。

また、令和 7 年度までの利用形態が変わり、施設出入口には、鍵が格納されているキーボックスが設置されています。キーボックスを開けるための暗証番号は、「スポコミねっと」に登録されている「申請者」「代表者」「使用責任者」宛てにそれぞれメールで通知されるほか、「スポコミねっと」の「予約管理」からも確認可能です。暗証番号は、利用する時間において、毎回異なる暗証番号が団体毎に発行されます。

追加申請の手続きにおいて、システム（スポコミねっと）は使用しません。

(2) 注意事項

「スポコミねっと」の利用にあたっては、「スポコミねっと操作マニュアル」をご確認ください。

3 開放施設等

(1) 開放施設等

各学校の開放施設や開放時間の空き枠、利用可能な種目・設備環境については、学校毎に異なるため、市ホームページ（P.6 参照）を確認してください。

【開放施設】：開放施設一覧表

【開放時間の空き枠】：開放・利用状況表

【利用可能な種目・設備環境】：可能競技一覧表

(2) 注意事項

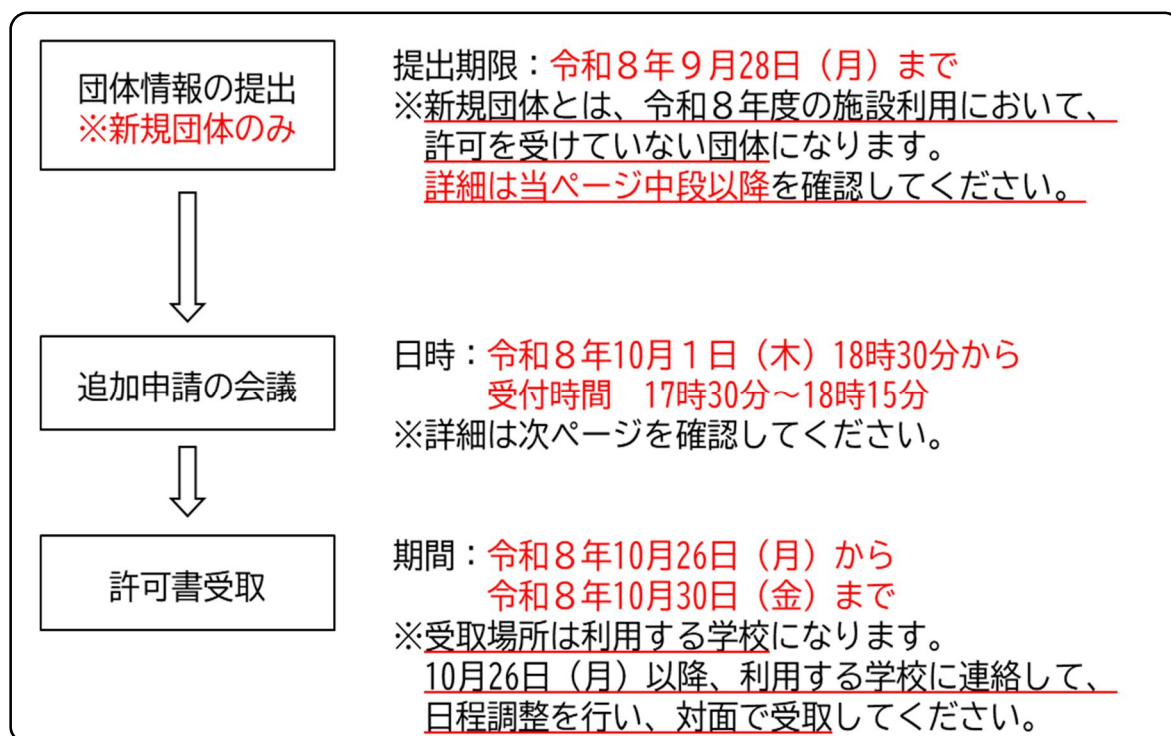
- ◆ 追加申請の許可期間は、令和8年11月1日（日）から令和9年3月31日（水）までになります。
- ◆ 学校開放は、学校との信頼関係のもと成り立っているため、市や学校からの指示に従い、適切に利用していただくことにご理解とご協力をお願いします。
- ◆ 開放施設は、児童・生徒が通う学校教育の場であり、学校教育に支障のない範囲で開放しているほか、学校行事や修繕・改修工事等が最優先となります。
- ◆ 1団体の利用できる施設は、1曜日1施設までとなります。
- ◆ 利用停止日は、市ホームページに掲載しており、随時更新しています。
- ◆ 年度途中であっても、学校行事や工事等の状況により、突発的に利用停止日の追加や開放終了となる場合があります。
- ◆ 利用停止や開放終了に伴う代替措置等の対応は行いません。
- ◆ 学校から使用許可を得られたものを除き、活動に必要な備品等は各団体で用意してください。
- ◆ 学校施設や備品等を損傷させた場合は、市（教育施設課）及び学校に速やかに報告するとともに、団体の責任でその損害を賠償していただきます。なお、損害をてん補する保険に加入していることを証する書類の提示を求める場合があります。

4 利用料金

「スポコミねっと」及び施設の利用は、無料となります。

5 申請方法

(1) 追加申請から許可書受取までの流れ



【現在許可を受けておらず初めて申請する新規団体】

- ◆ 団体情報が利用資格に該当しているかを確認させていただくため、必要事項を記入の上、以下の書類を提出期間内に提出してください。

【提出書類】様式は市ホームページからダウンロードしてください。

1 「つくば市学校施設使用許可申請書」

必要事項：「申請者」「使用する団体」「使用の責任者」の欄を記入

2 「つくば市学校施設使用団体名簿」

必要事項：団体の構成員全員の「氏名」「住所」などを記入

【提出方法】

教育施設課宛てにメールまたは窓口へ持参

メール：edc040@city.tsukuba.lg.jp

【提出期限】

令和8年9月28日（月）まで

- ◆ 提出期限を過ぎた場合、会議にご出席いただくことはできますが、ご案内は2巡目の抽選以降となりますのでご注意ください

【既に許可を受けている既存団体】

- ◆ 既に団体情報を登録しているため、事前の書類提出はありません。
- ◆ 会議当日は、「つくば市学校施設使用許可申請書」の必要事項を事前に記入の上ご持参いただくか、当日会場にて記入していただきます。
必要事項：「申請者」「使用する団体」「使用の責任者」の欄を記入

(2) 会議の日時・場所

日時：令和8年10月1日（木） 18時30分から
受付時間 17時30分～18時15分
場所：つくば市役所 本庁舎2階 会議室202

(3) 会議の流れ

- ◆ 追加申請を希望する場合は、団体登録されている方の中から1名会議への出席をお願いします。（1名で複数団体の掛け持ちは不可）
- ◆ 受付の際、団体登録を確認し、各団体に1つ番号札をお渡しします。
- ◆ 抽選にて番号が当たった団体は、空き枠の中から希望する施設と時間を選んでいただき、会場にて「つくば市学校施設使用許可申請書」を提出していただきます。

(4) 会議における注意事項

- ◆ 受付の際、団体の登録が確認できない場合は、会議に出席できませんのでご注意ください。
- ◆ 18時15分までに受付に来られなかった場合は、1巡目の抽選には参加できず、2巡目以降のご案内になりますのでご注意ください。
- ◆ 会議に出席する場合は、開放施設、開放時間の空き枠、利用可能な種目・設備環境を事前に市ホームページで確認してください。
- ◆ 会議の当日、自家用車で来庁される場合は、つくば市役所のお客様駐車場1、又は、お客様駐車場2をご利用ください。また、会場で無料化の処理をしますので、駐車券を会場までお持ちください。

6 参考情報

(1) 市ホームページ掲載場所

ホーム>観光・文化・スポーツ>スポーツ>「令和8年度学校体育施設の開放」

または、以下の QR コードからアクセスしてください。



(2) スポコミねっとログインページ

以下の QR コード、または、市ホームページに掲載している URL からアクセスしてください。



(3) スポコミねっと操作マニュアル

市ホームページに掲載していますので確認してください。

(4) 根拠条例等

学校施設開放事業は、つくば市学校開放条例及びつくば市学校開放条例施行規則に基づき実施しています。

(5) 問合せ先

担当：つくば市 教育局 教育施設課 計画係

電話：029-883-1111（代）

メール：edc040@city.tsukuba.lg.jp

対応時間：市役所の開庁時間（平日8時45分～16時30分）

※土日祝日は対応できません。